
4 地球環境保全対策の推進

4-1 地球温暖化の防止

1 地球温暖化防止対策

(1)地球温暖化対策推進計画(環境創造課)

本県では、県の状況を考慮した数値目標を設定するとともに、県民・事業者・行政の各主体の役割に応じた行動指針となる「山梨県地球温暖化対策推進計画」を平成16年2月に策定しました。計画では、産業部門、民生部門、運輸部門、廃棄物部門等の各分野別の削減目標及び対策を示すとともに森林吸収源対策による二酸化炭素吸収量確保の目標も併せて設定しています。

計画の期間

本計画の期間は、2004年度(平成16年度)から2010年度(平成22年度)(京都議定書の第一約束期間の2008年から2012年の中間年)までの期間とする。

計画の対象

ア 対象とする地域

山梨県全域

イ 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、京都議定書、地球温暖化対策の推進に関する法律に定められた以下の6つの温室効果ガスとする。

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)¹

基準年

本計画の基準年は、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素については1990年、HFC、PFC及びSF₆については1995年とする。

¹ HFC、PFC、SF₆はいずれもフロン類。HFC...オゾン層は破壊しないが強力な温室効果ガス。用途はスプレー、エアコン・冷蔵庫の冷媒。PFC...オゾン層は破壊しないが強力な温室効果ガス。用途は溶剤、半導体製造など。SF₆...オゾン層は破壊しないが強力な温室効果ガス。用途は電力の絶縁体、半導体製造など。

計画目標

排出部門 (千t-CO ₂)	基準年	2010年 (B a U)	2010年 (目標値)	削減量
産業部門	1,511	1,741	1,580	161
製造業	1,299	1,461	1,302	159
製造業以外	212	280	278	2
民生部門	1,793	2,172	1,303	869
家庭系	881	1,091	634	457
業務系	912	1,081	669	412
運輸部門	2,606	3,316	2,877	439
自動車	2,575	3,289	2,851	438
鉄道	31	26	26	0.4
廃棄物部門	126	161	147	14
排出量合計	6,036	7,390	5,907	1,483
メタン	69	46	44	2
一酸化二窒素	131	148	147	2
HFC	11	100		
PFC	53	46	162	56
SF6	95	72		
温室効果ガス 総排出量	6,395	7,802	6,260	1,543

温室効果ガス排出量の削減目標

B a Uとは、地球温暖化対策に係る各技術の普及状況や買い替え時に新規に導入される技術の効率(排出係数やエネルギー消費効果等)を起点の年(2000年)のまま一定として算定

【削減目標】

2010年における温室効果ガス総排出量を基準年比 15.8%の水準とする。

【内訳】

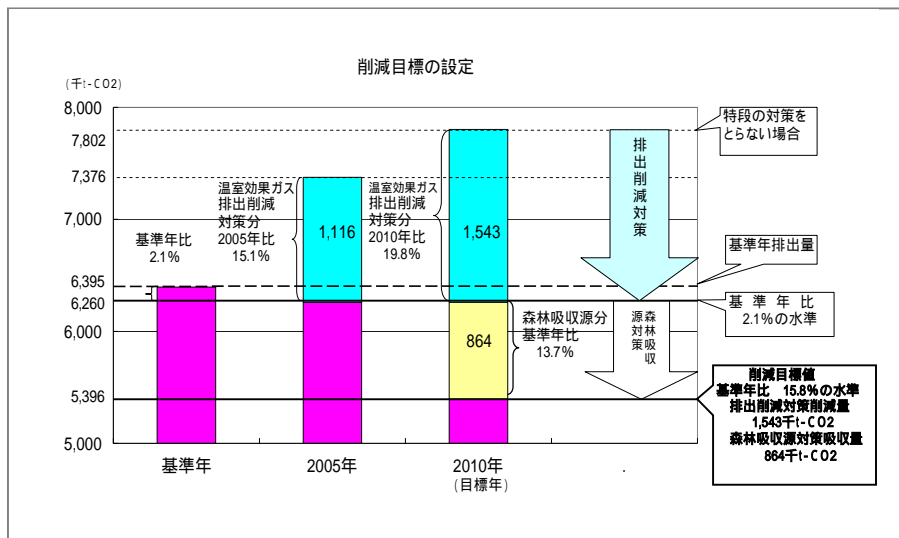
温室効果ガス排出削減対策により、基準年比 2.1%の水準まで削減する。

(参考) 2005年排出量から1,116千t-CO₂の削減量(現状排出量の約15.1%分に相当)、2010年推計値から1,543千t-CO₂の削減量(目標年推計排出量の約19.8%分に相当)

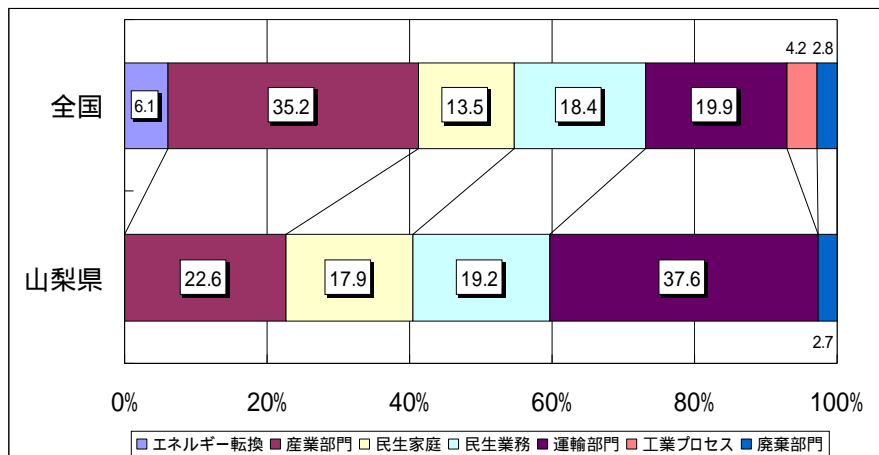
森林吸収源対策により、864千t-CO₂の二酸化炭素吸収量を確保する。

(参考) 基準年比13.7%に相当

2003(平成15)年3月に国が定めた「森林吸収源対策推進プラン策定要領」に示された算出方法に基づく数値



排出構造



(2)地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策は、県民・事業者・県・市町村の全ての主体がそれぞれの役割に応じて取り組むことが重要であり、とりわけ県民を中心とした民生部門(家庭)での取り組みが、今後の地球温暖化対策の推進を図るうえで不可欠とされています。このため、県民一人ひとりに身近にできる取り組みなど、草の根的な啓発を行い、地域での実践行動を促していくことが重要です。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、知事は地球温暖化対策の推進のため地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができることとされています。そこで、本県では全市町村に推進員を設置し、地域における地球温暖化対策の啓発などに取り組むことにより、地球温暖化対策を全県的に推進しています(委嘱人数 138 人、任期:平成 19 年 7 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日[2 年間])。

(3)エコドライブ運動の推進

自動車の排気ガスに含まれる地球温暖化の主因である二酸化炭素、大気汚染の元凶である窒素酸化物の排出を抑制するため、環境に配慮した運転をする「エコドライブ運動」を平成 16 年度から推進しています。これは、平成 9 年度から取り組んできたアイドリングストップ運動を継承・強化したもので、「アイドリングストップ」を含む「エコドライブ 10 のすすめ」の中から、取り組む項目を指定し宣言・実行してもらうもので、宣言者にはステッカーを配付しています(平成 19 年度宣言数(H19.4～H20.3) 6,614 台)。

〔エコドライブ10のすすめ〕(H19～)

- ・アイドリングストップ 無用なアイドリングをやめましょう
- ・ふんわりアクセル『e スタート』 やさしい発進を心がけましょう
- ・加減速の少ない運転 車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう
- ・早めのアクセルオフ エンジンブレーキを積極的に使いましょう
- ・エアコンの使用を控えめに 車内を冷やし過ぎないようにしましょう
- ・暖機運転は適切に エンジンをかけたらすぐ出発しましょう
- ・道路交通情報の活用 出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう
- ・タイヤの空気圧をこまめにチェック タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう
- ・不要な荷物は積まずに走行 不要な荷物を積まないようにしましょう
- ・駐車場所に注意 渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう

(4)親子エコチェックシートの実施

通常の暮らしのわずかな工夫が環境への負荷を軽減させるという“気づき”を親子で体験してもらうため、「親子エコチェックシート」を平成 10 年度から実施しています。

対象 県内 11 小学校 4～6 年生(平成 19 年度 1,313 名)

実施期間 夏休み期間中の7日間

実施結果

チェック項目は、ごみの減量化、省エネ、節水、グリーン購入、自動車使用の5分野 11 項目とし、調査結果を分析し、環境にやさしい生活実践上の問題点、効果的な実践方法などの検討を行い、報告書にまとめました。

(報告書は県ホームページで見ることができます。http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp)

(5)環境家計簿(エコライフノート)の普及

二酸化炭素の排出量増加の著しい民生部門への対策として、日常生活において私たちがどの程度二酸化炭素を排出しているかを確認してもらい、環境にやさしい生活の実践を促すため、環境家計簿を作成し、普及を行いました。

年度/数	作成・配布数	モニター数
平成9年度	3,000部	
平成10年度	1,700部	380名
平成11年度	2,000部	200名
平成12年度	2,000部	200名
平成13年度	2,000部	181名
平成14年度	1,500部	213名

年度/数	作成・配布数	モニター数
平成15年度	4,000部	222名
平成16年度	4,000部	224名
平成17年度	1,500部	201名
平成18年度	1,100部	410名
平成19年度	1,100部	416名

(6)グリーン購入²の促進

グリーン購入は、実践者のライフスタイルを環境にやさしいものに変えるとともに、商品を提供する企業に環境への負荷が小さい製品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになり、地球温暖化を招く二酸化炭素などの環境負荷を抑制することができます。

山梨県の取り組み

- ・平成7年度 「オフィスアジェンダ21・やまなし」を策定し、再生紙の利用等を明記。
- ・平成8年度 「グリーン購入ネットワーク」の設立に際し、発起団体となる。
- ・平成9年度 グリーン購入をテーマに「やまなし環境ゼミナール」を開催。
- ・平成10年度 出納局において、「山梨県グリーン購入(環境に配慮した物品の購入)指針」及び「山梨県グリーン購入ガイドライン」を策定した。
- ・平成11年度 グリーン購入セミナーの開催(甲府、都留)。
- ・平成12年度 グリーン購入フォーラムの開催(甲府・富士吉田)。
- ・平成13年度 グリーン購入フォーラムの開催(甲府)...自治体、企業対象に1回、小売店、消費者対象に1回、計2回。
- ・平成14年度 「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」適用、グリーン購入研修会の開催(甲府)、グリーン購入フォーラムの開催(甲府)。
- ・平成15年度 グリーン購入フォーラムの開催(甲府)。
- ・平成16年度 グリーン購入フォーラムの開催(甲府)。
- ・平成17年度 グリーン購入フォーラムの開催(甲府)。

環境にやさしい買物運動推進協力店

平成11年度から、より多くの県民にグリーン購入に取り組んでもらうため、環境にやさしい商品の販売や、ごみの減量化・リサイクルなどの環境保全に積極的に取り組む小売店を「環境にやさしい買物運動推進協力店」として指定し、協力店と県民が協働して取り組む環境保全活動の推進を図っています(平成20年1月1日現在、488店舗を指定済み)。

² 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

(7)エコエネルギーの活用に関する競技会の開催

全国有数の長さを誇る日照時間、県土の約 8 割を占める森林など、山梨県は豊かな自然環境に恵まれています。この自然環境から生ずるエコエネルギーに関する取り組みは、地球温暖化の防止のみならず、環境教育・環境学習などの観点からも有意義です。

本県の豊かなエコエネルギーを活用したソーラーカー競技のコンテストを開催しました。

開催日:平成19年11月18日

場 所

山梨県立産業展示交流館 アイメッセ山梨

内 容

ソーラーカー競技:自律型ソーラーカーによるライントレースの競技(下写真)

金 賞 山梨県立産業技術短期大学校

銀 賞 愛知工業大学

銅 賞 栃木県立真岡工業高等学校

アイデア賞 新居浜工業高等専門学校

デザイン賞 東京農工大学

ストップ温暖化活動コンテスト

エコエネルギー部門最優秀賞 都留市政策形成課

一般部門最優秀賞 北杜市バイオディーゼル燃料を考える会



ソーラーカー工作教室

親子40組(80名)参加

2 公共交通機関の利用促進(リニア交通課)

自動車交通の増加は、排気ガスによる大気汚染、地球の温暖化、交通事故の増加などの問題を引き起こし、また、公共交通の経営環境が厳しさを増す中で、高齢者や子供等の移手段が失われつつあります。県では、こうした問題に対処するため、安全でエネルギー効率の良いバス・鉄道などの公共交通機関の利用を促進しています。

(1)公共交通機関の現状

本県の交通は、モータリゼーションの進展により、自家用車への依存度が高まる一方、公共交通機関の交通機関分担率は低下の傾向をたどってきています。特に、乗合バスは、利用者の減少と路線廃止による利便性の低下の悪循環により、走行距離も利用者数も著しく減少しています。

機関/年度	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
鉄道	17.3	11.9	10.2	5.9	5.4	5.3	4.7
乗合バス	24.1	15.3	11.5	4.6	3.0	2.0	1.1
タクシー	7.3	6.1	5.9	3.4	2.2	2.1	1.5
自家用車	48.5	60.1	69.9	83.3	82.0	87.5	89.9
その他	2.8	6.6	2.5	2.8	7.4	3.1	2.8

交通機関分担率(旅客輸送)の推移(単位:%)

(2)公共交通機関の利用促進対策

「人と環境にやさしい交通」県民運動の展開

県民・事業所・交通事業者・行政が一体となり、交通のあり方、これまでの行動様式を見直し、ノーマイカー運動などの「人と環境にやさしい交通」県民運動を展開しています。

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
走行キロ	19,596	17,767	15,304	15,740	11,411	8,284	7,541
(指数)	(100)	(91)	(78)	(80)	(58)	(42)	(38)
輸送人員	48,571	37,558	28,443	22,731	15,969	9,671	7,702
(指数)	(100)	(77)	(59)	(47)	(33)	(20)	(16)

乗合バス走行キロ・輸送人員の推移(単位:千キロ、千人)

- ア 毎月1日、15日の「環境日本一・やまなしノーマイカーデー」、毎年6月の「環境月間」には、マイカーの使用を自粛する。
- イ 鉄道・バス等の公共交通機関の利用を促進する。
- ウ 環境への負荷の少ない低公害車、高齢者や障害者が利用しやすいノンステップバス等の普及を図る(平成19年度はノンステップバス等5台の導入に対して助成。)
- エ 運転者、歩行者とも交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣づける。

パークアンドライドの普及・推進

鉄道の利用を促進するため、市町村や個人が行う駅周辺のパークアンドレイルライド用駐車場の整備に対して助成し、平成19年度までに571区画の整備を促進してきました。

また、パークアンドバスライドについては、平成9年度から平成15年度までに敷島方面3回・峡西方面5回の試行、実証運行を行い、平成17年度に「パークアンドライド推進協議会」を設置し、普及・推進に取り組んでいます。

バス路線維持活性化対策

バスの利用を促進するため、利便性の向上に寄与するバスカードシステムの整備やバス運行情報提供システムの整備について助成してきました。また、バス路線を維持するため赤字路線や廃止代替バスの運行についても助成しています。

3 森林による二酸化炭素の吸収

(1)森林吸収量確保推進計画に基づく重点区域における森林の整備(森林整備課)

森林吸収源対策の推進に貢献するため、他地域への波及効果が期待できる森林を重点区域に選定し、当該森林整備における問題点の検討や森林整備事業計画を作成し、実施しています。

地域名	計画量(ha)	延実行量(ha)	進捗状況
南アルプス市城山地域	91.11	119.53	131%
山梨市牧丘町袖口地域	43.01	37.64	88%
南部町塩沢地域	36.53	37.25	102%
北杜市須玉町小尾地域	33.24	23.55	71%
上野原市桐原地域	20.71	6.73	32%
忍野村内野地域	121.05	115.21	95%
計	345.65	339.91	98%

平成19年度末 重点区域整備状況

(2) 県産材需要の活性化(林業振興課)

木材は、再生産可能な資源であり、加工に要するエネルギー量が他の資材に比べて格段に少なく、住宅や木製品として使用されている間は、光合成により木材に蓄えられた炭素が引き続き貯蔵されることから、二酸化炭素の排出制御や固定化のため、その利用を促進していく必要があります。こうした優れた特性を持つ木材を供給する県内の人工林資源は、一般的に伐採して利用可能となる46年生以上の面積が約4割を占め、1年間の成長量(材積の増加量)も県内の年間木材需要量を大きく上回っており、循環利用による森林の世代交代は二酸化炭素の吸収量を大きく向上させることにもつながります。

このため、10月8日の「木の日」を中心に、県産材の利用推進キャンペーンを実施するほか、人と環境にやさしい県産材の普及活動を推進し、需要の活性化に努めています。

4-2 オゾン層の保護対策の推進

1 オゾン層の保護対策(環境創造課)

地球を取り巻く成層圏に分布するオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線³のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っています。このオゾン層が特定フロン(クロロフルオロカーボン)等の化学物質により破壊され、その結果として、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがあります。

(1) フロン回収促進協議会の設立

オゾン層の保護対策としては、「ウィーン条約」など国際的な取り組みにより特定フロン等オゾン層破壊物質の生産削減が進められてきました。我が国では、平成7年末をもって特定フロンの生産を全廃していますが、それまでに生産された冷媒として特定フロン等を使用している冷蔵庫やカーエアコン、空調冷凍機器などからの回収を実施する必要があります。

このため、家電、自動車、空調冷凍機器、廃棄物など関係事業者団体、事業者と消費者団体、行政が参加し、販売など事業活動の中で収集される機器からの回収をめざし、平成9年11月25日「山梨県フロン回収促進協議会」を設立しました。

(2) フロンの回収・破壊処理

業務用冷凍空調機器及びカーエアコンから大気中へ排出されるフロン類を抑制するため、平成

³ 紫外線は、波長により、A領域紫外線(UV-A:波長315~400nm)・B領域紫外線(UV-B:波長280~315nm)・C領域紫外線(UV-C:波長100~280nm)の3つに区分され、波長が短いほどエネルギーが大きく有害性が増加する。しかし、波長が短いUV-Cは成層圏のオゾンに完全に吸収され地上へ到達しないため、UV-Bが「有害紫外線」と一般に呼ばれており、オゾン層の破壊の影響をもっとも強く受けている。また、紫外線はオゾン全量の影響を受けるほか、大気により散乱・吸収等されたのち地上に到達するため、大気中での透過条件(天候・大気層を透過する距離・大気汚染状況等)により地上への到達量が大きく変化する。このため、同じ標高であれば太陽高度の高い地域(より低緯度の南の地域)が、同じ地域であれば標高が高い地域の方が紫外線量は多くなる。

13年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」が制定されました。この法律では、特定製品からのフロン類の回収及び破壊等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置を講じています(カーエアコンについては、平成17年1月1日から「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」に移行)。なお、家庭用冷蔵庫、エアコンについては、平成13年4月1日から「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」においてフロンの回収が義務づけられています。

フロンの回収・破壊処理は、市町村が粗大ごみとして収集する冷蔵庫等から回収する「市町村ルート」、冷蔵庫や自動車、冷凍空調機器などの修理や販売など事業活動の中で回収される「事業者ルート」(フロン回収促進協議会の回収・破壊処理システム)の2ルートで実施していました。

「市町村ルート」は、市町村・一部事務組合が回収したフロンを県外の破壊施設に委託し、この運搬は県が平成7年度から実施しましたが、平成13年4月1日より家電リサイクル法が施行されたのに伴い、このルートでの回収はなくなりました。

「事業者ルート」では、山梨県フロン回収促進協議会が冷媒としてフロンを使用している冷蔵庫や自動車など機器ごとに回収・破壊処理システムを定め、平成10年9月16日から消費者の経費負担によるフロン回収・破壊処理を実施していました。なお、業務用冷凍空調機器については、平成14年4月1日から「フロン回収破壊法⁴」、カーエアコンについては平成17年1月1日から「自動車リサイクル法」により回収されています。

・回収実績(平成19年度) 冷凍空調機器 2,480台 14,286.570kg

4-3 クリーンエネルギーの活用

1 クリーンエネルギーの活用(企業局電気課)

(1)水力発電

水力発電は、純国産エネルギーとしてエネルギーの自給率の向上、二酸化炭素を排出しないエネルギー源として地球温暖化対策に、地域分散型エネルギーとして循環型社会の形成等に貢献しています。

企業局では、昭和32年の西山発電所の運転を開始して以来およそ50年、現在18の発電所で水力発電を行っており、炭酸ガス排出抑制等に貢献しています。至近10か年の実績は上表

年度	目標電力量	供給電力量実績
10	524,067,000	538,374,487
11	499,860,000	462,449,651
12	499,860,000	479,199,345
13	486,065,000	489,913,176
14	486,065,000	404,687,594
15	466,169,000	561,735,918
16	466,169,000	525,265,217
17	461,583,000	406,951,814
18	461,583,000	431,707,630
19	468,292,000	419,097,975

水力発電による供給電力量の実績

⁴ オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気のみだりに放出することを禁止することとともに、機器の廃棄時における適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた「特定製品に関するフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律(フロン回収破壊法)」が平成13年6月15日に成立し、同月22日に公布された。本法律の対象は、CFC、HCFC、HFCの3種のフロンが使用されている業務用冷凍空調機器の特定製品である(家庭用冷蔵庫、ルームエアコン)。家電リサイクル法により、平成13年4月1日から、家電メーカー等が、家電製品のリサイクルと併せてフロン(CFC、HCFC、HFC)の回収を行うように義務づけられた。

のとおりであり、平成 19 年度の環境負荷低減効果は次のとおりです。

石油代替エネルギー効果

$$419,097,975 \text{ kWh} \times 0.265 \frac{\text{㍉}}{\text{kWh}} \\ = 111,060,963 \text{ ㍉} \quad \text{ドラム缶 (200 ㍉/本) に換算すると 555,305 本}$$

炭酸ガス排出抑制効果

$$419,097,975 \text{ kWh} \times 0.731 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh} \div 1,000 = 306,361 \text{ t-CO}_2$$

CO₂を吸収する樹木の植林効果

$$306,361 \text{ t-CO}_2 \div 361.2 \text{ t-CO}_2/\text{km}^2 = 848 \text{ km}^2 \text{ (の森林が1年間に吸収する二酸化炭素相当)}$$

2 クリーンエネルギーの開発調査

(1)太陽光発電の実証研究(企業局電気課)

太陽光システム研究

企業局では、平成 5 年度に新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)との共同研究事業(太陽光発電フィールドテスト事業)により、本県北西部に位置する北杜市高根町清里「丘の公園」内に最大出力 95kW の太陽光発電施設を建設し、平成 6 年度から 9 年度まで発電特性、保守管理上の課題、電力システムに与える影響等について実証試験を行ってきました。さらに、平成 10 年度以降は、企業局独自で実証試験を続けており、今後の太陽光発電の普及促進に向け参考にしています。

また、平成 9 年度には、同様に NEDO との共同研究事業により、甲斐市赤坂台にある県営発電総合制御所の建屋の屋上に最大出力 20kW の太陽光発電施設を建設し、平成 10 年度から実際の負荷の下での運転を行い、各種データを収集してきました。本箇所は平成 13 年度で NEDO との共同研究事業が終了したため、それ以降は同制御所内の電源として、また太陽光発電の普及啓発活動の一部として活用しています。なお、同制御所では併設しているクリーンエネルギーに関する展示施設において、「環境とエネルギー」に対する県民意識の高揚、クリーンエネルギーの啓発に関する活動を行っています。

太陽光発電施設の内容

設置場所	北杜市高根町清里 3545-5 「丘の公園」内(標高 1,100m)
設置年度	平成 5 年度
設置方法	真南から東 10 度の東南面、傾斜角 30 度
インバータ出力	95kW
連系方式	高圧配電線に連系
システム容量	太陽電池 99.9kW (モジュール 1,800 枚) インバータ 100kVA
太陽電池設置面積	751 m ² (187.7 m ² × 4 面)
太陽電池モジュール	・種類 単結晶シリコン太陽電池 ・寸法 970 × 430 × 35mm (1面に 15 × 30 = 450 枚)
事業費	3億円 (NEDO で 2/3 負担) 周辺整備 2千万円 (修景植栽、データ解析装置)
実証試験期間	平成 6 年度 ~ 9 年度 (4 年間)

丘の公園太陽光発電施設

設置場所	甲斐市竜王新町 2277-3 山梨県営発電総合制御所 屋上
設置年度	平成9年度
設置方法	真南から東 40 度の東南面、傾斜角 10 度
インバータ出力	20kW
連系方式	みなし低圧連系方式
システム容量	太陽電池 20.52kW (モジュール 240 枚) インバータ 20kVA
太陽電池設置面積	152 m ²
太陽電池モジュール	・種類 単結晶シリコン太陽電池 ・寸法 1200×530×47mm(1面に 15×30=450 枚)
事業費	27 百万円 (NEDOで1/2 負担)
実証試験期間	平成 10 年度～13 年度 (4 年間)

山梨県営発電総合制御所太陽光発電施設

現在の運転状況

本県の清里「丘の公園」内に設置した太陽光発電施設は、太陽電池、インバータ、系統と高圧連系を行うための高圧連系保護装置、データ計測装置で構成されており、至近 10ヶ年の平成 19 年度までの実績は下表のとおりです。

年度	計画年間発電電力量kWh	太陽光発電電力量kWh	丘の公園需要電力量kWh	軽減率	東京電力への売電電力量kWh
10	107,176	96,349	1,787,677	5.4%	0
11	107,176	116,917	1,770,811	6.6%	0
12	107,176	116,766	1,680,250	6.9%	0
13	107,176	124,878	1,564,717	8.0%	0
14	107,176	118,773	1,583,992	7.5%	0
15	107,176	115,156	1,552,876	7.4%	0
16	107,176	119,415	1,652,361	7.2%	0
17	107,176	116,613	1,489,461	7.8%	282
18	107,176	114,152	1,448,030	7.9%	373
19	107,176	113,254	1,443,856	7.8%	234

年度別運転状況(丘の公園)

また、「発電総合制御所」太陽光発電施設は、太陽電池、インバータ、データ計測装置で構成されており、平成 10 年度から平成 19 年度までの実績は下表のとおりです。

年度	計画年間発電電力量kWh	太陽光発電電力量kWh	需要電力量kWh	軽減率
10	21,873	21,544	352,798	6.1%
11	21,873	24,127	338,164	7.1%
12	21,873	22,566	327,685	6.9%
13	21,873	20,755	329,983	6.3%
14	21,873	22,757	340,414	6.7%
15	21,873	19,638	318,029	6.7%
16	21,873	20,184	341,565	5.9%
17	21,873	20,228	344,204	5.9%
18	21,873	19,568	323,811	6.0%
19	21,873	21,534	316,939	6.8%

ア 丘の公園太陽光発電施設

太陽光発電施設で発電した電力は「丘の公園」内の電気設備に供給しており、「丘の公園」使用電力量の軽減率は、設置当初の平成 6 年度から平成 7 年度までは比較的高い軽減率を得ました

が、平成 8 年度以降は、5～8%台に低下しました。これは平成 8 年度から温泉施設(アクアリゾート清里)が営業を開始したことにより電力消費量が大幅に伸びたためです。保守管理面においては、太陽光パネルの設置角度が 30 度であるため、パネル表面に汚れ等が付着しても風雨で流され、清掃等の作業を省くことができます。

なお、啓発効果については、平成 6 年度から今日までに、全国各地から多くの見学者及び公営企業、市町村、大学、高校、企業研究機関等の視察があり、太陽光発電の普及拡大に寄与しています。

イ 山梨県営発電総合制御所太陽光発電施設

当太陽光発電施設で発電した電力は「発電総合制御所」内の電気設備に供給し、また、展示施設等を設け、太陽光発電等クリーンエネルギーに関する学習や啓発活動を行っています。

平成 16 年度には、これまでの普及啓発活動が評価され、新エネルギー財団の「第 9 回新エネルギー大賞」において、優秀普及活動の部で新エネルギー財団会長賞を受賞しました。

平成 10 年 4 月の開館以降、月平均 500 人程度の入館者があり、広くクリーンエネルギーの普及に寄与しています。

(2)新エネルギー開発調査

現在、企業局では、以下の新エネルギー等について、開発可能性調査を行っています。

水力発電

河川における水力発電のほか、ダムの維持放流、農業用水路、砂防ダム及び水道施設等を利用した小流量・小落差の水力発電について、有望地点の調査・検討を行っています。

太陽光発電

丘の公園及び発電総合制御所に設置された太陽光発電設備の長期運転試験を継続し、経済性や経年劣化等の課題を確認するため、運転データの分析を進めるとともに、高効率の太陽電池パネルの動向も視野に入れながら、大規模太陽光発電(メガソーラー発電)の事業化の可能性について調査を行っています。

風力発電

風力発電の普及と技術開発の向上により、風力発電の規模は地上高 20m 程度の百 kW 規模のものから、地上高 40～50m 程度の千 kW 級の大型機へと主流が代わってきています。

このため、過去に実施した風況調査結果を見直すとともに、今後も県内の風況実態を探り、事業化の可能性について検討を行います。

3 森林資源の有効利用の促進(林業振興課)

循環資源である森林資源の有効利用を促進することは、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を木材として固定するほか、木質バイオマスを燃料として利用することにより、化石資源由来の二酸化炭素の発生を抑制するなどの効果があります。このため、木質バイオマスを利用するストーブやボイラーの利用を推進するシンポジウムや展示会を開催し、一部の企業で実験施設としての整備が行われるなど、木質バイオマスの利用促進を図っています。

4 クリーンエネルギーの普及啓発(環境創造課)

太陽光や風力など環境にやさしいクリーンエネルギーの導入・普及を図るため、次のイベント等を開催しました。

1月には、関東経済産業局及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)と共催で、新エネルギーセミナーを「グリーン電力を用いた市民参加のまちづくり」をテーマに開催しました。

11月の「県民の日」においては、クリーンエネルギーコーナーを開催し、ソーラーカー工作教室やクリーンエネルギー製品の展示紹介、電気自動車の試乗を行いました。

8月には、NPO法人えがおをつなげてと、3月には、NPO法人みどりの学校等と共催で、「クリーンエネルギーやまなし探検隊」を開催しました。

4-4 国際協力の推進

1 国際講演会2007(森林環境総務課)

環境科学研究所では、環境科学の「研究」を行うとともに、「教育」、「情報」、「交流」の4つの機能を通じて、自然と人との生活が調和した地域の実現に向けて事業を展開しています。「交流」においては、環境をテーマとして人や情報の交流を活発にするため、県民の方々や地域との交流、国内外の研究者、研究機関との交流機会等を提供しており、平成19年度においては11月3日に環境科学研究所において「山梨県環境科学研究所国際シンポジウム2007」(テーマ:青木ヶ原樹海の保護と利用～望ましい姿を求めて私たちにできること～)を開催しました。

2 イクレイ(持続可能性を目指す自治体協議会:Local Governments for Sustainability)活動の推進(環境創造課)

イクレイ(持続可能性を目指す自治体協議会)は、「地球規模の環境問題を解決するためには、世界のあらゆる地域における地方自治体の取り組みの強化こそが必要である」との趣旨に基づき設立された団体で、地球の環境保全を目指す地方自治体の国際的なネットワークです。

(1)会員数

68カ国 726自治体/自治体連合(うち国内会員数21団体) 平成20年1月現在

(2)事務局

- ・世界事務局/本部 カナダ・トロント
- ・ヨーロッパ事務局 ドイツ・フライブルグ
- ・アフリカ事務局 南アフリカ共和国・ケープタウン

- ・オセアニア事務局 オーストラリア・メルボルン
- ・アジア太平洋事務局 日本事務所...東京、韓国事務所...済州島
- ・東南アジア事務局 フィリピン・マニラ
- ・南アジア事務局 インド・ノイダ
- ・ラテンアメリカ/カリブ海地域事務局 アルゼンチン・ブエノスアイレス
- ・北米事務局 カナダ事務所...トロント、アメリカ事務所...オークランド
- ・国際研修センター ドイツ・フライブルグ

(3)具体的な活動

- ・都市における二酸化炭素削減プロジェクト(CCPキャンペーン)
- ・水資源、廃棄物管理、下水道処理システムなど計画策定支援
- ・ローカルアジェンダ 21 策定支援
- ・会報「イニシアティブ」の発行
- ・国際研修センターの設置、運営(研修、人的交流)等
- ・情報交換のためのシステム開発
- ・ネットワーク構想の推進
- ・本県の対応

年月	内容
平成 4 年 11 月	本県がアジアで初めて加入した。
平成 5 年 5 月	天野知事がイクレイ理事に当選(理事 21 名)任期の平成 7 年 10 月までに計 5 回の理事会に出席した(第 1 回カナダ・トロント市(H5.6)、第 2 回 アメリカ・マイアミ市(H5.12)、第 3 回イギリス・マンチェスター市(H6.6)、第 4 回南アフリカ・ヨハネスブルグ市(H7.4)、第 5 回埼玉県・大宮市(H7.10)。
平成 7 年 4 月～ 平成 8 年 3 月	環境局(当時)職員をアジア太平洋事務局次長として派遣した。
平成 9 年 11 月	名古屋市にて開催された「第 4 回気候変動世界自治体サミット」の際、温暖化対策の特別プロジェクト「CCPキャンペーン」に加入した。
平成 13 年 8 月	天野知事がイクレイ世界事務局を訪問し、自然環境の保護の推進をテーマに富士山憲章、高山植物保護条例等の取り組みを説明した。
平成 16 年 10 月	ニュースレター「Initiative」へ「エコドライブ運動でのサンリオキャラクター採用について」の記事を掲載した。
平成 17 年 5 月	仙台市で開催された「持続可能性を目指す自治体意見交換会」へ職員が出席した。
平成 17 年 9 月	ニュースレター「Initiative」(イニシアティブ)に、県有林課の「FSC 森林管理 認証に基づく山梨県有林の管理経営」の記事を投稿した。
平成 18 年 3 月	イクレイ日本が、国内自治体の地球温暖化防止に向けた取組事例・成果を調査し、その中に「環境日本ーエコエネルギーコンテスト」と「エコドライブ運動の推進」が選定され、イクレイ日本のホームページ上で公開された。
平成 19 年 2 月	京都市で開催された「気候変動に関する世界市長・首長協議会 京都会議」のテーマ別分科会へ職員が出席した。